

## 休会制度に関するQ & A

**Q 1 : 出産・育児、介護、長期の病気療養以外の理由では休会できないのでしょうか？**

A : 休会制度は、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として創設されたものですので、上記以外の理由で、やはり同じような状態に陥る場合に関しては、そのつど理事会が判断をします。

**Q 2 : 休会と退会はどこが違うのでしょうか？**

A : 休会は正会員の特例として定められていますので、休会しても正会員としての籍は残ります(ただし、休会期間は士会の在籍年数には算入されません)。これに対して、退会してしまうと正会員ではなくなり、再び正会員になるには入会手続きや入会金が必要になります。

**Q 3 : 1年間より短い期間の休会、あるいは年度途中からの休会も可能でしょうか？**

A : いずれも、そのような区切りで休会することはできません。当協会の会費は年会費であり、会員資格も年度単位となっています。いちど年会費を支払えば、その年度については4月1日から翌年3月31日まで会員の資格が継続する仕組みです。したがって休会も年度単位となり、手続きを行った年度の次年度（4月1日から翌年3月31日まで）が休会期間となります。

**Q 4 : 休会期間中に受講した、協会主催以外の学会・研修会等の受講履歴やポイントは有効になるのでしょうか？**

A : 無効です。休会期間中は、士会主催の学会・研修会等に参加すること自体ができないほか、士会主催以外の学会・研修会等については、そこに参加することはできても、その受講履歴を生涯教育ポイントに算入することはできません。

**Q 5 : 休会期間中、生涯教育の有効期間はどのようになるのでしょうか？**

A : 生涯教育制度における認定作業療法士、基礎研修修了等の「5年間」という有効期間は、休会期間も含めて経過します。生涯教育制度の詳細については日本作業療法士協会にお問い合わせください。

**Q 6 : 休会期間中、士会が主催する研修等はまったく受講できないということでしょうか？**

A : 非会員として受講することは可能です。したがって、非会員参加費をお支払いいただくことになり、生涯教育ポイントの取得はできません。

**Q 7 : 「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が休会申請時(1月31日まで)に間に合わない場合は、どうしたらいいのでしょうか？**

A：まず休会届だけ先に提出してください。それと同時に士会事務局にご一報いただき、いつまでに証明書の提出が可能か等についてご相談ください。休会期間中の1月31日までに（申請時の1月31日ではありません。つまり申請を締め切ってから1年後までに）証明書が提出されない場合は会員資格を喪失することになりますのでご注意ください。

**Q8：休職した年度の途中で職場復帰できることになった場合、会員としても年度の途中で復会することはできないのでしょうか？**

A：休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、①復会届に必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。

なお、会員資格が年度単位であることから、休会も年度単位でとることになります。職場は一時的に休職するとしても、次年度の途中で復職することがあらかじめ想定されており、復職と同時に会員資格が有効となることを希望されるような場合は、休会せずに会員資格を継続させた方が（会員の諸権利が継続され、手続きも少なくて済む分）いいかもしれません。各自の事情を勘案し、よく検討した上で申請してください。